

富医発第101号

平成29年4月24日

病院・有床診療所の長 殿

公益社団法人 富山県医師会
入院生活やすらぎ事業運営委員会

会長 馬 瀬 大 助

平成29年度富山県入院生活やすらぎ事業の
実施について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

本会では平成8年度より、富山県からの受託事業として「入院生活やすらぎ事業（入院うるおい生活事業）」を実施しており、昨年度は62医療機関、延べ228件の助成を行いました。

つきましては、29年度も引き続き事業を実施いたしますので、助成対象事業があれば、別紙にご留意のうえ、別添申請書により当該事業実施後1ヵ月以内（最終期限は平成30年4月10日まで）に申請くださるようご案内いたします。

なお、予算の都合により申請された全件について助成ができないこともあります。積極的に事業を実施くださるようお願いいたします。

「入院うるおい生活事業」実施のご案内

・事業目的

入院患者が病・医院において生活をおくるうえで、少しでもうるおいがもてるよう病・医院が開催するミニコンサート、落語等の文化的な実施内容に対して助成を行う。

・助成対象内容

〈例〉各種演奏会

演芸会（落語、手品、民謡、踊り、腹話術、紙芝居、洋舞、民舞、日舞、獅子舞競演会、チアリーディング、サウンドマシン等）
音楽会（独唱、合唱、お遊戯、カラオケ、声楽、リズム体操等）
交歓会（ゲーム大会、花火大会、クリスマス会、園児と交流、盆踊り大会、祭り、節分会、もちつき大会、のど自慢等）
作品展（七夕、彫刻、手芸、絵画、工芸、陶芸、書初め等）
その他（茶会、映画会、お化粧講習、しょうぶ湯、祭裃天等）

※ 29年4月から実施した分が対象で、内容を「入院生活やすらぎ事業運営委員会」（県医師会内に設置）で審査の上、助成の交付決定をします。

前期（4～9月申請分）11月交付、後期（10～3月申請分）29年4月交付予定です。

・助成額

1病・医院あたりの助成限度額は年間10万円（消費税込み）とし、申請1回につき千円以上2万円（消費税込み）以内で、百円未満の金額は切り捨てます。※助成金は、主に演者への謝礼等にあてるものとします。

・注意事項

1. 事業実施後1ヵ月以内に、その都度申請して下さい。

2. 謝礼以外の「飲食代」や「景品・粗品代」などは、対象となりません。

3. 比較的長期使用に耐え得る備品や本事業以外の用途に使用できる物品等の購入は対象となりません。

例：音響設備（ラジカセ）、イベント用衣装（高額な物）

4. 実施前に、院内で案内パンフレット等を下記の掲示例に従って作成、掲示することが必要です。

【院内掲示例】

保育園児との交流会（お遊戯と歌）

日時 平成○年○月○日（○） 午後○時～

場所 ○階 ○○

主催 富山県

県医師会入院生活やすらぎ事業運営委員会

□□□□□（←医療機関名を記入）

「入院うるおい生活事業」の事務の流れ

富山県医師会

